

## 野迫川村 令和4年度地方消費税交付金（社会保障財源分）の充当経費

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引き上げられ、引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金を含む。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」旨が地方税法に明記されています。

本村に令和4年度決算における交付された地方消費税交付金（社会保障財源分）を下記の経費に充当しましたので明示します。

### 《歳入》

地方消費税交付金（社会保障財源分） 4,301千円

### 《歳出》

地方消費税交付金（社会保障財源分）充当対象事業費 10,616千円

令和4年度決算における充当経費は下表のとおりです。

### 【地方消費税交付金(社会保障財源分)充当対象事業一覧】

(単位:千円)

事業名		事業費 (経費)	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	老人福祉一般事業	5,382	0	75	0	1,206	1,590	2,511
	心身障害者医療等支援事業	5,789	468	536	0	0	1,176	3,609
	児童・生徒医療費給付事業	724	0	382	0	0	212	130
保健衛生	予防接種事業	692	13	0	0	0	383	296
	成人保健事業	1,624	0	0	0	0	940	684
合計		14,211	481	993	0	1,206	4,301	7,230